

社 援 保 発 1129 第 1 号
令 和 3 年 11 月 29 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 御中

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」の生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知。以下、「内閣府通知」という。）のとおり、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」（以下「先行給付金」という。）の支給が都道府県、市町村（特別区を含む。以下「都道府県等」という。）において行われることとなっている。

先行給付金の生活保護制度上の取扱いについては、当該給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱い

（1）先行給付金について

内閣府通知において先行給付金は、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から」支給するものとされている。

また、対象者については、

- ・ 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者
- ・ 令和3年9月30日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額が令第1条に規定する額未満の者に限る。）若しくは新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

等とされている。

すなわち、先行給付金については、被保護者も給付の対象とされている。

被保護者に先行給付金が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しないこととする。

（2）その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する、子育て世帯向けの給付金については、その趣旨・目的に応じ、「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和2年5月1日付社援保発 0501 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「特別定額給付金通知」という。）の1の（3）のイ又はウに該当するものとして取り扱うこと。

なお、例えば、特別定額給付金通知の1の（3）のウに該当するものであるが、同イにも該当するものについては、福祉事務所の組織的な判断により、いずれか一方を選択して適用して差し支えない。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が先行給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、特別定額給付金通知の2に準じて取り扱うこと。

以上

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について

標記については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）の「2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～」において、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が 960 万円以上の世帯を除き、0 歳から高校 3 年生までの子供たちに 1 人当たり 10 万円相当の給付を行う。具体的には、子供 1 人当たり 5 万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。」とされた。政府としては、これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業を実施することとしたものである。

今般、令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施に当たり、別紙のとおり支給要領を定めたので通知する。

なお、子育て世帯に対する 5 万円の現金の支給については、実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実情に応じて実施いただくことになるが、今般の情勢を鑑み、年内の支給を目指し、できるだけ速やかな開始に向けて各市町村において検討いただけるよう、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村に対する支援及び周知につき配慮願いたい。

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領

第1 支給対象者

1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））（以下「先行給付金」という。）は、次のア～イに掲げる者に対して支給する。

ア 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者

イ 令和3年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額（以下「所得額」という。）が令第1条に規定する額未満の者に限る。）若しくは新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

2 1の規定にかかわらず、先行給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して先行給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 基準日後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により先行給付金を支給される者が、当該者に対して先行給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をい</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児</p>

う。)であることを受給者等に先行給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合	入所施設等の設置者(以下「施設等受給資格者」という。)
③ 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して先行給付金を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

第2 対象児童

第1に規定する者(以下「支給対象者」という。)に支給される先行給付金の対象児童(先行給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、次のア～イに掲げる者とする。

- ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
- イ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

第3 支給額

先行給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき50千円とする。

第4 実施主体及び支給方法等

1 実施主体

- (1) 第1の1のアに掲げる者(法第17条第1項に規定する公務員であって、同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者(以下「公務員」という。)を除く。)に支給される先行給付金は、当該者が令和3年9月分の児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行っていた市町村が支給する。
- (2) 第1の1のアに掲げる者(公務員に限る。)に支給される先行給付金は、基準日において当該者の住所地の市町村が支給する。
- (3) 第1の1のイに掲げる者に支給される先行給付金は、基準日以後に当該者が

児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行った市町村（当該者が公務員である場合にあっては、当該認定を行った時点における住所地の市町村）が支給する。

2 支給の方法

- (1) 1の(1)の市町村は、児童手当関係情報等（過去の児童手当支給情報、住民基本台帳、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金関係情報等を含む。）を参照の上、支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

1の(2)の市町村については、児童手当関係情報等により当該支給対象者への支給に要する情報（所得額や振込先口座情報等）を把握できる場合に限り、支給の申込みを行う。

また、第1の(1)のアに掲げる者のうち、上記により支給の申込みを行わなかった者に対しては、先行給付金の支給申請が必要である旨を通知する。

- (2) 支給の申込みを受けた支給対象者は、当該者が以下の表の左欄に該当する場合に限り、1の市町村に対して右欄の届出を行う。

<p>① 支給対象者が、1の市町村へ令和3年10月支給分の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、先行給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合</p>	<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給口座登録等の届出書（児童手当支給口座の変更があった場合は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給口座登録等の届出があったものとみなす。）</p>
<p>② 支給対象者が、先行給付金の支給を希望しない場合</p>	<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））受給拒否の届出書</p>

- (3) (1)の支給の申込みがない支給対象者[※]は、1の市町村に対し、支給申請を行う。

※ 父母及び児童が同居していない場合（市町村において児童手当の受給資格の認定を受けている場合を除く。）や、児童手当関係情報等により振込先口座情報を確認できない場合等を想定

- (4) 1の市町村は、支給対象者（(2)②の届出をした者を除く。）に対し、先行給付金を支給する。
- (5) (4)の規定にかかわらず、以下の表の左欄に掲げる者については、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる市町村が、先行給付金を支給する。

① 第1の2の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者を基準日後に住民基本台帳に記録している市町村
② 第1の2の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者が入所等している施設等受給資格者を基準日後において住民基本台帳に記録している市町村（施設等受給者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。）
③ 第1の2の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者から対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求を受けた市町村（これに準ずる手続を行った市町村を含む。）

(6) 先行給付金は、支給対象者の令和3年10月支給分の児童手当、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金、過去の児童手当の支給等と同じ口座（(2)①に掲げる届出があった場合は、当該届出書による口座）又は(3)により指定された口座への振込みにより、支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付により、先行給付金を支給する。

また、(2)②に掲げる届出があった場合は、当該届出を行った支給対象者に対して先行給付金の支給は行わない。

(7) 第1の2の表の②及び③の左欄に掲げる場合における同表の②及び③の右欄に掲げる者について、基準日の翌日から先行給付金の支給決定日前に児童手当支給口座の変更があった場合は、(6)の規定にかかわらず、当該変更後の口座への振込みにより、支給する。

(8) 先行給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

3 支給開始日

市町村は、先行給付金について、年内の支給を目指し、可能な限り速やかに開始するものとする。

また、2の(3)の申請受付開始日は、市町村において決定する。

社援保発0501第1号
令和2年5月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の
生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添1「特別定額給付金について」（令和2年4月30日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡。以下、「総務省事務連絡」という。）及び別添2「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」（令和2年5月1日府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下、「内閣府通知」という。）のとおり、特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て給付金」という。）の支給が市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行われることとなっている。

特別定額給付金及び子育て給付金の生活保護制度上の取扱いについては、各給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱いについて

特別定額給付金及び子育て給付金は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されている

ことから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり取り扱うこととする。

(1) 特別定額給付金について

特別定額給付金は、総務省事務連絡において、施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。

被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする。

なお、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金・見舞金等とは異なり、当該給付金の全額を収入として認定しないこととするので、自立更生計画等を徴取する必要はないこと。

(2) 子育て給付金について

子育て給付金は、内閣府通知において、施策の目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する」とされ、対象児童については、児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）とされており、対象児童のいる被保護世帯も給付の対象となっている。

被保護者に子育て給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、平成27年度に実施された子育て世帯臨時特例給付金及び令和元年度に子育て世帯向けに販売されたプレミアム商品券と同様に、収入として認定しないこととする。

(3) その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する給付金（商品券等を含む）については、当該給付金の趣旨・目的が、下記のいずれかに該当する場合は、収入として認定しない取扱いとする。

ア 特別定額給付金と同様の趣旨・目的、給付対象者であれば、収入として認定しないこと。

イ 災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的であれば、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という）第8の3の（3）のオに定める、「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」につき、収入として認定しないこと。

ウ 子育て世帯、ひとり親世帯、障害者、高齢者等の福祉の増進を図るため、地方公共団体又はその長が支給する金銭という趣旨・目的であれば、次官通知第8の

3の(3)のケに定める額の範囲内につき、収入として認定しないこと。なお、額の範囲についてこれによりがたい場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(6)のイにあたるものとして、厚生労働大臣に情報提供すること。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が上記の給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、保有を容認すること。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の問18により、この場合、「必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行う」とともに、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない」としているため、こうした点についても周知すること。

また、特別定額給付金の支給において、福祉事務所で把握している世帯員と、基準日(令和2年4月27日)時点における住民基本台帳上の世帯員に差異がある場合に、世帯主(被保護者)に受給時点の世帯員数以上の給付金が振り込まれた場合には、本来受給すべき者に確実に届くように、また、当該被保護世帯の世帯員分が、当該被保護世帯以外の者に振り込まれる場合は、当該被保護世帯の世帯員分について請求を行うように、助言指導を行うこと。

さらに、こうした助言指導においては、家計改善支援事業や、自立支援プログラムにおける金銭管理支援等を活用することが望ましい。当該事業を実施していない地方自治体におかれては積極的に実施されたい。なお、当該事業の実施に要する費用については、国庫補助による支援を実施しているため、活用されたい。

3 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の手持金について

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」(昭和58年3月31日社保第51号厚生省社会局保護課長通知)に定める手持金の累積額には、当面の間、上記の給付金の受給による金銭は算定しないこと。